⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和３年６月９日において次の要件を満たすものとする。

①　平成18年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))

㋐　道路橋（A活荷重又はＴＬ－20以上。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

※橋梁型式が下記を除く鋼橋であること。

ア）３径間以下の鈑桁橋

（ただし、連続桁の鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。）

イ）３径間以下の箱桁橋

（ただし、連続桁の鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。）

㋑　最大支間長が45m以上であること。

ただし、上記㋐、㋑は同一工事とすること。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記㋐の施工実績を有すること。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、２社の場合は30％、３社の場合は20％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答)」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲)」によるものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い６(1)①の認定（６(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６(1)①の認定を受けていない構成員が６(1)①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６(1)①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６(1)①の認定を受けていないとき又は６(1)①の一般競争参加資格がないとの認定（６(1)①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、①工事は、「Ｒ３横環南栄ＩＣ・ＪＣＴ　Ｄランプ１号橋他上部工事△△・□□特定建設工事共同企業体」、②工事は、「Ｒ３横浜湘南道路栄ＩＣ・ＪＣＴ　Ａランプ１号橋他上部工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

# 招　　請

## 意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和３年５月14日

厚生労働省労働基準局

労災保険業務課長　西岡　邦昭

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　名称及び数量　労働基準行政システムの診療報酬改定に係る改修業務一式（令和３年度開始）

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和３年６月３日午前10時（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提出先　〒177―0044 東京都練馬区上石神井４－８－４　厚生労働省労働基準局労災保険業務システム計画第一係　電話03―3920―3311　内線380、322、325　メール kijun-keikaku@mhlw.go.jp

３　仕様書案の交付

郵送又は電子メールにて仕様書案等を交付する。

郵送での交付を希望する場合は、返信用封筒と担当者の連絡先が分かる物（名刺等）を同封のうえ上記２⑵の宛先まで送付すること。

電子メールでの交付を希望する場合は、上記２⑵のメールアドレスに電子メールにて交付希望の旨連絡すること。

交付の申込みは、期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は送付者に属するものとし、期限内の送付がなかったものとみなす。

交付期間　令和３年５月14日から同年６月３日まで

４　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the products to be required : System development to affect Medical Service Fee revision of the Labour Standards Administration System (The mission starts in 2021 fiscal year), 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 10 : 00 AM, June 3, 2021

⑷　Contact point for the notice : System Planning first engagement, Worker's Compensation Operation Division, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, 4―8―4 Kamishakujii, Nerima-ku, Tokyo 177―0044 Japan, TEL 03―3920―3311 ext. 380, 322, 325